

人間環境大学クラブ・サークル活動規約

総 則

1. 学内における、個人の向上及び相互の親睦を目的としたクラブ・サークル等の活動団体は、公認団体（部、クラブ）・準公認団体（サークル）・非公認団体（同好会）に分けられる。
2. 公認団体・準公認団体は本学学生によってのみ構成される。
3. 公認団体とは、学長の承認を得ており、学外において「人間環境大学○○部（またはクラブ）」という名称を使用でき、また大学の施設を優先的に利用でき、さらにクラブ活動費の配分を受ける団体のことをいう。
4. 準公認団体とは、学長の承認を得ており、学外において「人間環境大学○○サークル」という名称を使用でき、また大学の施設を利用できる団体のことをいう。
5. 公認団体（部、クラブ）・準公認団体（サークル）以外の団体は非公認団体（同好会）とし、「人間環境大学○○○」という名称を使用できない。また、本規約の適用を受けないものとする。
6. 各公認団体・準公認団体は、代表者を置くものとする。
7. 夏期休暇中に活動を行う場合は、その計画書を指定日までに、冬期休暇中の場合は指定日までに、春季休暇中の場合は指定日までに、学生支援課に提出する。
8. 学外団体と交流又はこれに加入する場合、学外において活動を行う場合は、その都度学外活動許可願を学長に提出し、許可を得ること。なお、その交流又は加入が定期的あるいは恒常的な場合は、年間活動計画書にも明記すること。
9. 学外における活動を含め、活動上の責任の一切は、当該団体にあるものとする。
10. 各公認団体・準公認団体間の親睦を図り、円滑な運営・活動のために、代表者会議を設立する。
11. 各公認団体・準公認団体は、代表者会議の構成員となること。
12. 学長の承認を得て、必要に応じて臨時代表者会議を開くことができる。

附則 本総則は平成13年4月1日より実施する。

附則 本総則は平成15年4月1日より実施する。

公認団体内規

1. 準公認団体の公認団体への昇格申請は、教授会において前年度活動実績に基づいて審査され、決定される。ただし、以下の条件を満たした定期的な活動の継続が可能でなくてはならない。
 - (1) 本学の専任教員を部長として置くこと。
 - (2) 構成員は原則として最低5名であり、責任者が明らかであること。
 - (3) 活動期間は1年間で、4月から翌年の3月までとする。
 - (4) 準公認団体として6か月以上の活動実績を有すること。
2. 教授会において公認団体の活動が不適当と認められた場合、また提出書類等に虚偽記載があると認められた場合には、教授会は当該団体を隨時、準公認団体もしくは非公認団体とすることができます。
3. 準公認団体が公認団体への昇格を希望する場合及び公認団体が継続を希望する場合は、

下記の書類を学長に提出し、承認を得ること。提出期限までに提出されない場合は、翌年度準公認団体もしくは非公認団体へ降格となる場合がある。

継続希望の場合は、(ア) 継続届、(イ) 年間活動報告書、(ウ) 会計報告書、(エ) 年間活動計画書（主たる活動期間・場所・施設等を含む）を原則として3月末日まで。

昇格希望の場合は、(ア) 昇格願及び上記(イ)(ウ)(エ)を原則として3月末日まで。

部員名簿（学籍番号及び氏名を含む）を5月末日まで。

4. 名称、部長及び代表者、活動内容等に重要な変更があるときは、その旨を届け出ること。

5. 休部・復部・廃部の場合は、その旨を届け出ること。

準公認団体内規

1. 準公認団体の設立申請は、教授会においてその活動目的・活動計画に基づいて審査され、決定される。ただし、以下の条件を満たした定期的な活動の継続が可能でなくてはならない。

(1) 本学の専任教員を部長として置くこと。

(2) 構成員は原則として最低5名であり、責任者が明らかであること。

(3) 活動期間は1年間で、4月から翌年の3月までとする。ただし、10月に新規に承認された団体は翌年の3月までとすること。

2. 教授会において準公認団体の活動が不適当と認められた場合、また提出書類等に虚偽記載があると認められた場合には、教授会は当該団体を隨時、非公認団体とすることができます。

3. 準公認団体の設立を希望する場合及び継続を希望する場合は、下記の書類を学長に提出し、承認を得ること。提出期限までに提出されない場合は、翌年度非公認団体へ降格となる場合がある。

継続希望の場合は、(ア) 継続届、(イ) 年間活動報告書、(ウ) 年間活動計画書（主たる活動期間・場所・施設等を含む）を原則として3月末日まで。

部員名簿（学籍番号及び氏名を含む）を5月末日まで。

6. 名称、顧問及び責任者、活動内容等に重要な変更があるときは、その旨を届け出ること。

7. 休部・復部・廃部の場合は、その旨を届け出ること。

クラブ活動費使用内規

1. クラブ活動費は原則として、当該団体の立替払いとし、領収書をもって支出する。

2. 支出伺いは部長の承認を得た後、学生支援課に提出し、領収書の宛名は「人間環境大学〇〇部（またはクラブ）」とし、品目が明示されていること。

3. クラブ活動費は以下の使途に限定する。

(ア) 備品・消耗品等の購入

(イ) 合宿費用（施設利用費、交通費、合宿費、傷害保険等を含む）

(ウ) 学外活動場所への交通費

(エ) 試合等出場・参加費用（施設利用費、交通費、宿泊費、傷害保険等を含む）

(オ) レッスン・指導費用

(カ) その他活動上必要と思われる費用

*原則として飲食代は認めない。